

令和3年度(2021年度) 八王子市エコアクション21 認証登録料及び更新登録料補助制度

市では、エコアクション21の更なる普及啓発及び事業者の継続的な環境への取り組みを支援するため、エコアクション21を認証・取得(認証登録及び更新登録)する際の登録料について一部補助を行います。



1 補助対象者

次のいずれかに当てはまる事業者を対象とします。

(1)	令和3年(2021年)1月1日から令和3年(2021年)12月31日までの期間内に新しくエコアクション21を認証・取得する市内事業者
(2)	令和3年(2021年)1月1日から令和3年(2021年)12月31日までの期間内に更新日を迎え、継続してエコアクション21を認証・取得する市内事業者

2 補助対象経費

補助対象者が、エコアクション21を認証・取得する際に一般財団法人持続性推進機構(エコアクション21中央事務局)に支払う認証登録料又は更新登録料

3 補助金額

(1)	認証登録又は更新登録時点で従業員(※)が10人以下 : 25,000円
(2)	認証登録又は更新登録時点で従業員(※)が11人以上 : 50,000円

※エコアクション21認証・登録制度における従業員数とします。

4 補助条件

(1)	交付決定日から1月以内に実績報告書を提出すること。
(2)	省エネカンパニーへ登録している、又は実績報告時に登録すること。
(3)	市税を滞納していないこと。
(4)	八王子市暴力団排除条例第2条に規定するものでないこと。

5 補助申請受付期間

令和3年(2021年)12月1日から令和3年(2021年)12月28日まで

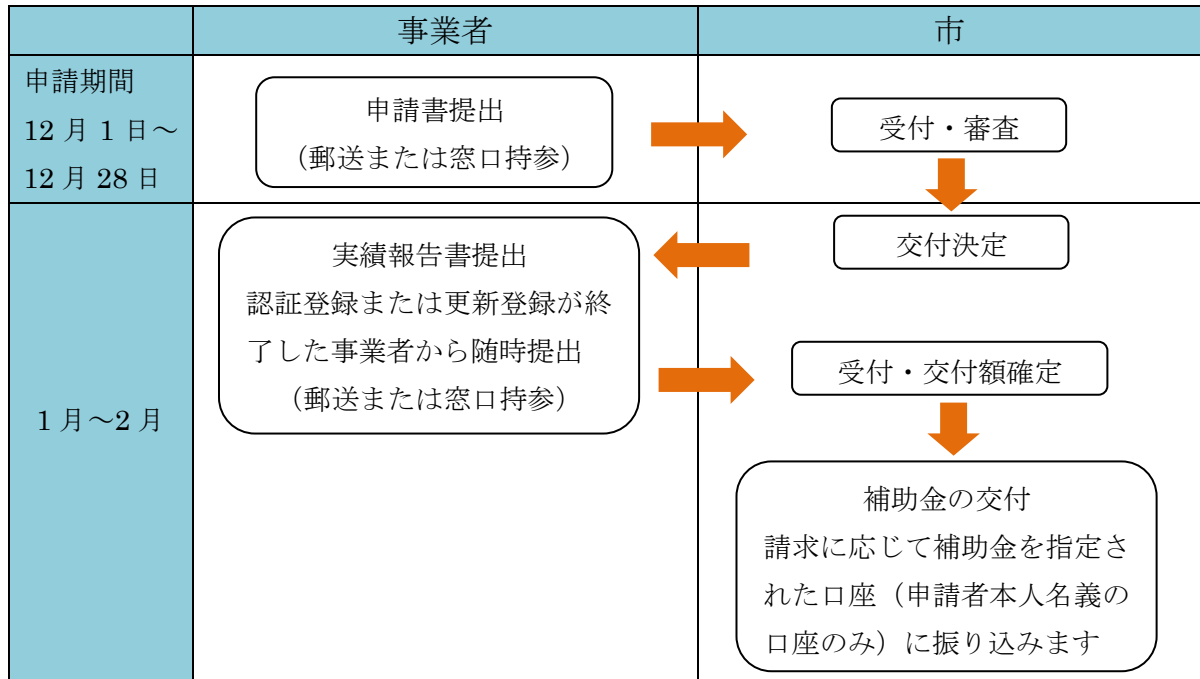
*裏面「8 申請方法」をご確認ください。

6 提出書類

交付申請	交付申請書、登録審査申込書又は更新審査申込書の写し、環境経営レポート(直近のもの)
実績報告	・実績報告書、認証・登録証の写し、 ・補助対象経費の支出を証明する書類の写し ・法人の登記事項証明書(発行から6ヶ月以内のもの) *個人事業主等で登記をしていない場合は本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) ・担当者の本人確認書類の写し

※上記の書類で審査できない場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

7 申請の流れ



8 申請方法

必要書類一式を八王子市環境部環境政策課まで持参または郵送してください。申請書類は、環境政策課窓口のほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

【受付期間】

令和3年（2021年）12月1日～令和3年（2021年）12月28日

受付は**先着**になります。期間中であっても予算に達した時点で受付を終了します。

※郵送の場合の注意点

- (1) 12月1日消印分から受け付けます。12月1日以前の消印分は受付できません。
- (2) 書類到着の判断は、環境政策課に届いた時点とします（市役所に到着した時点ではありません）。
- (3) 令和3年（2021年）12月28日必着とします。

9 訂正方法

交付申請書・実績報告書・交付請求書において、記載を誤った場合には、通常の訂正と同様に訂正箇所に二重線を引き、二重線に合わせ押印し、その上に正しい内容を記載してください。また、申請者の氏名の後に訂正したものと同一印鑑で押印してください。なお、印鑑は代表者印をご使用ください。

10 提出・問い合わせ先について

■ 提出・問い合わせ先

八王子市環境部環境政策課

住所：〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7384 FAX：042-626-4416

Eメール：b110400@city.hachioji.tokyo.jp

■ 受付時間

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）